

第 5531 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 8月16日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 特定非営利活動促進法の改正

**Q**：特定非営利活動促進法が改正されたようですが、どのような内容だったのですか？

**A**：次のような内容でした。

### 【解説】

さきごろ、非営利活動促進法が改正されました。主な改正点は、以下のとおりです。

#### ① 認証申請書類の縦覧期間

認定申請の添付書類の縦覧期間が2月から1月に短縮されるとともに、現行の公告に加えてインターネットによる公表が可能とされました。

#### ② 貸借対照表の公告

NPO法人は、貸借対照表の公告をしなければならなくなりました。

#### ③ 貸借対照表の公告の方法

NPO法人は、次の方法のいずれかを公告の方法として定めることができるとされました。

- ・官報に掲載する方法
- ・日刊新聞紙に掲載する方法
- ・電子公告（内閣府ポータルサイトを利用する方法を含む）
- ・公衆の見やすい場所に掲示する方法

#### ④ 事業報告書等の備置期間

NPO法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間を現行の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長されるとともに、NPO法人から提出された事業報告書等の閲覧・謄写できる期間を現行の過去3年間から5年間に延長されました。

